

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）による旅館業法（昭和 23 年法律第 138 条）等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県旅館業法施行条例（平成 16 年滋賀県条例第 3 号）および滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条による改正後の第 2 条および第 4 条関係）

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

ア 興行場法第 2 条第 1 項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の第 2 条関係）

イ 公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の第 2 条関係）

ウ 食品衛生法に基づく事務手数料のうち、営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の別表第 34 関係）

エ 理容師法および美容師法に基づく事務手数料のうち、理容所の検査または美容所の検査の手数料について、営業を譲り受けた者が検査を受ける場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の別表第 34 の 2 関係）

オ 旅館業法に基づく事務手数料のうち、旅館業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業を譲り受けた者が申請する場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の別表第 34 の 3 関係）

カ クリーニング業法に基づく事務手数料のうち、クリーニング所の検査の手数料について、営業を譲り受けた者が検査を受ける場合の手数料を削除することとします。（第 2 条による改正後の別表第 43 の 2 関係）

(3) その他

ア この条例は、改正法の施行の日から施行することとします。

- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例
(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県旅館業法施行条例（平成 16 年滋賀県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項および第 3 項中「および第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項および第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 4 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号中「(申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000 円)」を削り、同項第 11 号中「(申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000 円)」を削る。

別表第 34 中注 1 を削り、注 2 を注とする。

別表第 34 の 2 (1) の項を次のように改める。

(1) 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料	円 1 件につき 17,000
---	--------------------

別表第 34 の 3 を次のように改める。

別表第 34 の 3

旅館業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1 件につき 22,000 円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000 円)
(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または	

第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき 7,500円
--	--------------

別表第43の2(1)の項を次のように改める。

(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	1件につき 17,000円
---	---------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者に係る興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料については、第2条の規定による改正後の滋賀県使用料および手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者に係る公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例第2条第2項第11号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく営業を営む者から当該営業を譲り受けた者に係る同項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または施行日前に美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係る美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料については、新条例別表第34の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料については、新条例別表第34の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 施行日前にクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者に係るクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料については、新条例別表第43の2(1)の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

滋賀県旅館業法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （施設の指定等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （1）～（5） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第3条第4項（法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 （1）～（3） 省略</p> <p>第3条 省略 （宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第4条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （施設の指定等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>および第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。 （1）～（5） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>および第3条の4第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 （1）～（3） 省略</p> <p>第3条 省略 （宿泊を拒むことができる事由）</p> <p>第4条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 興行場法に基づく事務手数料 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円 <u>（申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円 <u>（申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）</u></p> <p>(12)～(90) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p>	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 興行場法に基づく事務手数料 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 22,000円</p> <p>(12)～(90) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p>

付則 省略

別表第1～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)・(2) 省略	省略
(3) 法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料 ア～ミ 省略	省略

注1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

2 省略

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数	円

付則 省略

別表第1～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)・(2) 省略	省略
(3) 法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料 ア～ミ 省略	省略

(削除)

注 省略

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数	円 1件につき 17,000

料	
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 17,000
イ 理容師法第11条第1項の届出をした者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合または美容師法第11条第1項の届出をした者が美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同 13,000
(2) 省略	

料	
(2) 省略	

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 22,000円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円)
イ 申請をしようとする者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者で	1件につき 16,000円

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき 22,000円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円)

ある場合			
(2) 旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	同 7,500円	(2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき 7,500円
別表第35～別表第43 省略		別表第35～別表第43 省略	
別表第43の2		別表第43の2	
クリーニング業法に基づく事務手数料		クリーニング業法に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。） 第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 17,000	(1) クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。） 第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料	1件につき 17,000
イ 法第5条第1項の届出をした者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同 13,000		
(2)～(6) 省略		(2)～(6) 省略	
別表第43の2の2以下 省略		別表第43の2の2以下 省略	